【Q&A】豊後高田市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱について

Q1. 指導要綱制定の理由は?

A) 一昨年に太陽光発電等の買取制度が始まって以来、全国的に太陽光発電装置等の設置が進んでいますが、一方で、開発に伴う土砂災害の発生や景観維持等の観点から発電設備に対する心配する声もあり、各地の自治体で設置の適正化を指導する要綱等の整備が始まっています。

豊後高田市でも、「災害防止」、「景観維持」、「設置に伴うトラブルの防止」の観点から制定することとなりました。

Q2. 施行期日が8月1日となっているが、それ以前の着工でも届出を要する のですか?

A) 届出の対象となるのは、8月1日以降に現地工事に着手する場合です。 既に造成工事等に着手しているものは、指導要綱の対象外です。 なお、測量設計については、事業着手という取り扱いにはなりません。

Q3. 協力要請区域(中心市街地、田染荘小崎、長崎鼻)は、何ですか?

A)協力要請区域は、自然景観や歴史的景観など本市の特徴的な景観を有している地域で、太陽光発電等を設置しないように「市から協力を要請する」 区域のことです。

なお、協力要請区域には面積要件がありませんので、小規模なものでも対象となります。

Q4. 指導要綱に従わなかったら、罰則等はあるのですか?

A) 今回の指導要綱は、条例ではありませんので、強制力はありません。 発電設備の設置に伴うトラブルが発生しないように、適正な手続き等の、 協力をお願いするものです。

Q5. 太陽光発電のみが要綱の対象となるのですか?

A) 太陽光発電のみでなく、「風力発電」等も対象となります。